

障害者活躍推進計画

機関名	津市監査事務局
任命権者	津市代表監査委員
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
津市監査事務局における障がい者雇用に関する課題	○津市監査事務局においては、職員全員が他機関からの出向者で占められており、当局において採用を行っておらず、かつ、現に障がいのある職員が在籍していない。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進することを目標とする。 目標の達成に係る評価については、障がいに対する理解を深めるための各種研修に係る職員の受講状況について確認を行い、受講した研修内容について監査事務局内で周知することをもって行うものとする。
②定着に関する目標	なし ※ 今後、障がいのある職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障がいのある職員の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として監査事務局次長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任する ○ 障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む）は、三重労働局開催の障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。 ○ 職員に対し、三重労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加者を募る。 ※ 障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員について人事異動等があった場合は、速やかに後任を選任する。
2. 障がいのある職員の活躍の基本となる職務のマッチング	○ 個々の障がい特性に応じた多様な働き方が可能な環境整備を進めていく上で、就労支援機関からも協力を得ながら、障がいのある方が活躍できる場の創出を進める。 ○ 障がいにより、従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、三重労働局に相談するなどし、負担を軽減して遂行できる職務内容について検討を行う。

3. 障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理	障がいのある職員の在籍があった場合は、当該職員からの相談や定期的な面談を通じて必要な配慮等を把握し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の考え方に基づき、必要な措置を講じる。
4. その他	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がいのある方々の活躍の場の拡大を図る。